

学校施設を利用するにあたって

学校施設開放事業は、子どもの遊び場及び地区住民のスポーツ、レクリエーション活動の場を確保し利用に供するため、学校施設を学校教育に支障のない範囲内で開放する事業です。

以下の注意事項を遵守して、学校の授業及び行事に迷惑がかからないようご配慮願います。また、スポーツ少年団・子ども会等の利用にあたっては、指導者の方が教育施設という点を考慮して子どもたちの手本となる行動及び子どもたちへの適切なご指導をお願いします。

【注意事項】

- ・学校敷地内（体育館、グラウンド）での喫煙は禁止です。
- ・道具は大事に使い、使用後は元に戻してください。
- ・テープ等を貼ったときは、はがして使用前と同じ状態に戻してください。
（テープ等は、床面・壁面等を傷めない素材のものを使用すること）
- ・グラウンドの白線が消えてしまった時は、元の状態に戻してください。
- ・施設内では室内用シューズを使用してください。
- ・ステージやギャラリーへは立ち入らないでください。
- ・使用許可を受けていない設備・備品の利用はしないでください。
- ・使用後は掃除、後片付けを行い、ごみは持ち帰ってください。
- ・冬期間は、水道の元栓を必ず締めてください。
- ・スクールバスが稼働している学校を使用する際は、運行の邪魔にならない場所へ駐車してください。
- ・施設・設備・備品の破損等があった場合は、速やかに学校へ連絡をしてください。
- ・冬の暖房器具使用は原則使用禁止です。
- ・帰るときは戸締り、消灯の確認をしてください。
- ・施設使用の申請は使用予定日の1～2週間前までにお願いします。（3ヶ月前から申請可能です。）
- ・使用キャンセルの場合は、1週間前までに下記まで必ずご連絡ください。
- ・使用料金が発生する場合、納付期限は守っていただくようお願い致します。

上記の注意事項が守られなかった場合は、学校施設の使用を認めない場合があります

紫波町教育委員会 生涯学習課 電話：019-672-2111